

原町都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
〔原町都市計画区域マスタープラン〕



相馬野馬追

福 島 県

目 次

1	基本的事項	1
1)	対象区域.....	1
2)	目標年次.....	1
2	都市計画の目標	2
1)	都市の現状と課題.....	2
2)	都市づくりの理念.....	5
3)	当該都市計画区域の広域的位置づけ	7
4)	保全すべき環境や風土の特性	7
3	区域区分決定の有無	9
1)	区域区分の有無とその理由	9
4	土地利用に関する主要な都市計画の決定方針	10
1)	主要用途の配置方針	10
2)	土地利用の方針.....	10
5	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針	13
1)	交通施設.....	13
2)	下水道及び河川.....	16
6	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針	17
1)	主要な市街地開発事業の決定方針	17
2)	市街地整備の目標.....	17
7	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針	18
1)	基本方針.....	18
2)	主要な公園緑地の配置方針	19
3)	実現のための具体の都市計画制度方針	20
4)	主要な公園緑地の確保目標.....	20

1 基本的事項

1) 対象区域

本区域は、原町市の行政区域の一部により構成される約 7,518ha である。

区 分	市町村名	範 囲	面 積
原町都市計画区域	原町市	行政区域の一部	約 7,518ha
合 計	1 市		約 7,518ha

2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成 12 年度を基準とし、概ね 20 年後の平成 32 年を目標年次とする。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10 年後の平成 22 年を目標年次として定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化等に対して柔軟性を確保するため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- ・ 都市的土地利用の規模
- ・ 都市施設や市街地開発事業の整備目標
- ・ 主要な緑地の確保目標

2 都市計画の目標

1) 都市の現状と課題

広域的視点から見た現状と課題

本区域は、福島県海岸部の浜通り地方北部、県都福島市から東に約 60km、仙台市から南に約 70km に位置し、阿武隈高地の裾野から太平洋に広がる海洋性の穏やかな気候に恵まれた都市である。

歴史的には、鎌倉時代以降江戸時代まで奥州相馬氏領の城下町や宿場町として栄え、その後、国鉄常磐線の開通とともに、人口や世帯数が増加し、産業の活性化など急速な都市化が進行した。さらに、相双地域生活圏の中心都市のひとつとして各種行政機関の立地なども進み、現在では常磐自動車道の整備が進められている。

隣接する鹿島町や小高町からは通勤者や通学者ともに 20%以上流入し、新地町や相馬市からは 10%以上の通学者の流入があるなど、相馬地域における中心性が非常に高くなっている。しかし、

中心市街地は、拠点となる店舗の閉鎖や郊外への大規模店舗の立地・住宅地形成などにより停滞している。第 2 次産業では、北東部に火力発電所が立地し、市街地には電気機械製造業、一般機械製造業、紙・パルプ製造業を中心に産業基盤が形成されているが、近年の景気低迷の影響を受けて製造品出荷額が減少するなど、停滞傾向が見られる。

なお、現在でも一千余年の歴史と伝統を誇る相馬野馬追に代表される永い歴史と伝統が残っており、市街地南部には相双地域で唯一の広域公園である東ヶ丘公園の整備が進んでいる。

これまで生活圏の中心都市として都市基盤の整備が進められてきたが、常磐自動車道の開通後は地域の拠点としての位置づけがますます高まることが予想されることから、中心都市としての機能の維持・向上や他都市との連携強化が課題である。

土地利用に関する現状と課題

本区域の人口は、近年緩やかな減少傾向にあるが、世帯分離の進展により世帯数が増加している。高齢者の割合が県平均レベルで推移していることから、高齢社会に対応し、誰もが日常生活において安全・快適・便利に暮らせる市街地づくりが求められている。

JR 原ノ町駅西口から市役所周辺に位置する中心市街地は、車社会の進展など交通環境の変化、郊外型大型店立地に伴う中心市街地の拠点となる大型店舗の閉鎖及び空き店舗の増加などによる商業の衰退などが顕著であり、拠点都市として魅力あるまちづくりが求められている。特に、相双地域の中心都市としての役割を果たすため、隣接都市計画区域や隣接生活圏等との適正な機能分担や連携強化により、商業や産業の集積が高く、地域拠点にふさわしい都市の形成を図ることが求められている。

JR 原ノ町駅東口を中心とする地区では、市立病院や警察署、県合同庁舎などの公共施設及び製紙工場をはじめとした工業施設が立地しており、周辺の居住地区との共存が求められている。

一方、都市的土地利用は既存用途地域で高い割合となっているが、近年、本陣前・大木戸地区など用途地域周辺の住宅地では新築建物が多く、良好な環境を維持するための施策が必要である。市街地外の土地利用の多くは、山林、農地等として利用されるなど豊かな自然が特色であり、優良農地を中心とした農地等の保全による都市と農村との適正な調和が求められている。

都市施設に関する現状と課題

本区域は、南北方向に一般国道６号、（主）相馬浪江線、（主）原町海老相馬線等、東西方向に（主）原町川俣線、（主）原町二本松線、（主）原町浪江線等が骨格的な道路網を構成している。交通流動は、南北方向が中心となっているが、多くの交通量をさばく幹線道路が少ないため、一般国道６号や（主）原町川俣線の交通混雑が見られる。

現在、常磐自動車道の整備が進められており、整備後は交通利便性が大きく高まることが期待される。また、市街地を形成する都市計画道路の整備が遅れており、特に市街地中心部を通過する道路や鉄道を横断する道路などが混雑し、市街地の良好な生活環境が阻害されている。常磐自動車道の開通後は、地域の拠点としての位置づけがますます高まることが予想されるため、東西の地域の連携をはじめとしたネットワークの早期完成が必要である。

公共交通機関として、JR常磐線が南北に縦貫し、中心市街地にはJR原ノ町駅、区域南部にはJR磐城太田駅が設置されているほか、JR原ノ町駅を中心にバス交通網が形成されている。公共交通機関の利用者は近年減少傾向にあるが、住民に身近な交通機関であるなど役割は重要であり、適切な維持が求められる。

これらの都市施設の整備にあたっては、高齢者をはじめ、すべての人が生活・活動しやすいユニバーサルデザインの導入による取り組みが求められる。

本区域の生活雑排水の処理は、公共下水道及び合併処理浄化槽によって行なわれており、公共下水道の整備率が高くなっている。生活雑排水による河川や海の水質の悪化を防止するため、事業認可区域の拡大など公共下水道の整備促進が求められている。また、本区域内の河川は、比較的流路延長が短く、山間部の急流区間から市街地の緩流区間を流下し、太平洋に注いでいる。都市内では浸水被害が度々発生しており、洪水などの災害履歴や宅地開発の状況などを考慮した河川整備が求められている。

市街地開発事業に関する現状と課題

本区域においては、JR原ノ町駅東口を中心とした地区や小川町などの住宅地を中心とした地区において土地区画整理事業、北町地区では住宅供給公社による住宅地整備が行われた。現在はJR原ノ町駅西口において土地区画整理事業が進められている。

車社会の進展や郊外型大型店の進出などにより中心市街地の経済活動が停滞しているが、本区域は相双地域生活圏の中心拠点として、土地区画整理事業によりふさわしい土地利用の推進による中心市街地の活性化が求められている。

自然的環境の整備又は保全に関する現状と課題

本区域の西部には、阿武隈高地から続く丘陵が広がり、阿武隈高地を源とする新田川や太田川が、市街地に潤いをもたらしながら太平洋に流下している。沿岸部には海と一体となって、海水浴やキャンプなどのレクリエーションに利用されている北泉海浜総合公園が整備されている。市街地近郊には、里山の自然を有する東ヶ丘公園など豊かな自然環境が残っており、全国的に知られた歴史ある行事として相馬野馬追が市街地南部の祭場地で毎年開催されるなど、多くの観光客で賑わっている。

市街地周辺には水田地帯が広がり、丘陵地における森林など自然的環境を残しているが、市街地南西部を中心に市街化が進行しており、森林や農地などの住民に憩いを与える自然的環境の保全を図ることが必要である。また、市街地に隣接した広大な緑地を有する東ヶ丘公園は、環境、景観、レクリエーション、防災など様々な機能を確保した緑地として保全と活用が求められている。

さらにこれらの景観は、建物の高さなど周辺土地利用との調和が重要であり、周辺地区の良好な街並み景観、豊かな自然景観との調和について、今後もその維持が求められている。

2) 都市づくりの理念

「高まる都市基盤整備を活用した交流拠点都市づくり」

高規格幹線道路などの整備による交流支援や地域資源を活用した交流拠点都市づくり
 高速交通体系を活かした新しい産業拠点の確立
 商業環境の整備による中心市街地の活性化
 相双地域生活圏の中心拠点として、生活圏内外を連携する交通基盤やレクリエーションの拠点となる公園などの都市基盤の整備
 農業及び自然環境との調和のとれた土地利用



中心商店街（原町市）

大規模な地形の形質変更に対する考え方

都市活力の形成に向けた都市基盤やレクリエーション基盤の整備にあたっては、現況の地形をできるだけ活用して行い、大規模な地形の形質変更はできるだけ避ける。なお、やむを得ず地形の形質変更を行う場合においても、周辺環境との調和を十分に図る。

隣接市町村との空間的結びつきの考え方

本区域は原町市のみで構成されているが、原町市は相双地域の中心都市であり、隣接する鹿島町、小高町との結びつきが強くなっている。

これらの都市との連携をより深めるため、それぞれ求められる都市機能（行政、産業、医療、住居、観光等）について十分考慮しながら、一般国道6号等の浜通り軸や（主）原町川俣線等の東西連携軸により連携・交流を図る一方、将来的にも農地や山林等により分節化された現在の都市構造を維持する。

自然環境の保全に対する価値観

本区域は、太平洋を望む海岸線と阿武隈高地に連なる丘陵地、高の倉ダムや横川ダムなどのダム湖、それらを結ぶ新田川などの河川など、多様な自然を含む地形から構成されている。これらの自然環境を後世に継承すべき財産として位置づけ、適正に保全することを基本とする。

特に、市街地南部には、豊かな自然が特徴である東ヶ丘公園が広域公園として整備されており、「相馬野馬追」の祭場であるなど歴史的な位置づけも高い。このように自然として残されているところについては積極的に保全を図る。

その他の市街地内に残されている自然については、都市住民の憩い、レクリエーションの場として位置づけ、今後できるだけ維持・保全を図るものとする。

人口配置の考え方

将来人口動向では、今後の人口増加が見込めない状況であり、無秩序な市街地拡大防止の観点から、既存市街地への配置を優先する。

市街地の適正規模に関する考え方

土地需要の増大が想定されないことから、現況の市街地内で都市活動を進めることを原則とし、新たな市街地の拡大を志向しない。また、将来的にも農地や山林等により分節化された現在の都市構造を維持する。

ただし、大木戸・本陣前地区等の用途地域に隣接して市街化が進んでいる地域については、既成市街地として位置づけ、良好な居住環境を維持するために用途地域編入や地区計画の導入について検討を推進し、適切な市街地の形成を図る。

農地・農業に関する考え方

農地は、農業基盤をなすものであるほか、生産活動を通じて県土を維持・管理する機能、郷土景観の提供、農業を活かした交流の育成等、様々な役割を果たすものである。このため、今後とも農地としての土地利用に位置づけることを基本とする。

土地利用整序の考え方

市街地内は、概ね土地利用の整序化は進んでいるものの、JR原ノ町駅東側の工業系用途地域においては混在がみられる。これまでの市街地形成の過程を踏まえ、今後とも複合的な土地利用とし、良好な住環境の維持に配慮する。

また、大木戸・本陣前地区等の用途地域に隣接して市街化が進んでいる地域については、既に市街地を形成しているものであり、周辺農地などと調和した適正な土地利用に努めるものとする。

一般国道6号沿いについては、幹線道路としての交通機能に留意して、交通利便性を活かした土地利用を誘導していく。

都市防災（市民のリスク分担）の考え方

災害時の延焼防止に資する公園等の公共空地、公害の抑制に資する緑地等の公共空地については、地域防災計画等を踏まえて、避難地・避難路・広域防災拠点として東ヶ丘公園など市街地の公園や小・中・高等学校運動場等を中心に、積極的に位置づける。また、地域防災計画に基づき、都市防災の観点から耐火建築物等の防火措置を講じた建築物の建築を促進するため、防火地域または準防火地域の指定を検討する。

市街地内を通過する河川（新田川、水無川、大木戸川）については、景観形成に配慮しつつ、堤防整備等の適切な河川整備を行い、良好な都市環境を形成する。また、安全で安心できる災害に強い都市の形成に向け、都市計画道路網の見直しにあたっては都市防災の観点を考慮するとともに、IT（情報通信技術）を活用した情報提供ネットワーク構築等との連携について検討する。

都市施設の整備・配置に関して基となる考え方

都市施設については、交流ネットワークに資する施設など、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮して配置することとする。特に、道路などの交通施設や公園、下水道などの都市施設については、長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、地域社会の合意形成を図りながら積極的に都市計画に位置づける。また、長期未着手の都市施設については、必要に応じて適切な見直しを検討する。公益性の高い施設は、土地利用や他の都市施設との計画調整を図るため、都市計画の手続などの都市計画制度を活用しながら関係機関との合意形成を図る。

なお、都市施設整備にあたっては、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの理念に基づき、地域住民の参加・協力のもと時代に対応した都市施設の整備に努める。

3) 当該都市計画区域の広域的な位置づけ

本区域は、福島県海岸部の浜通り地方の北部、県都福島市から東に約 60km、仙台市から南に約 70km に位置し、相双地域生活圏の中心都市のひとつとして位置づけられている。

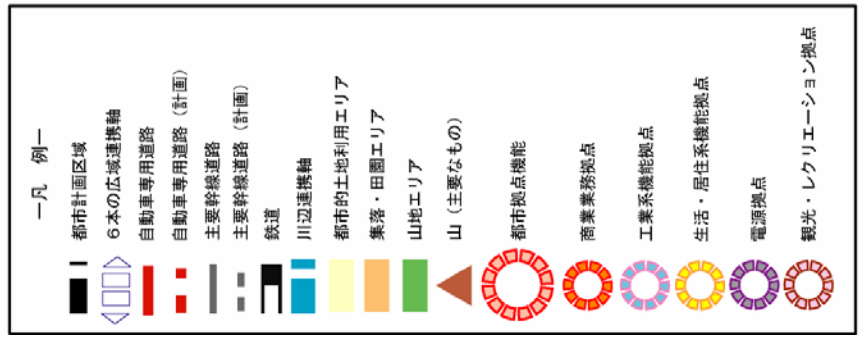
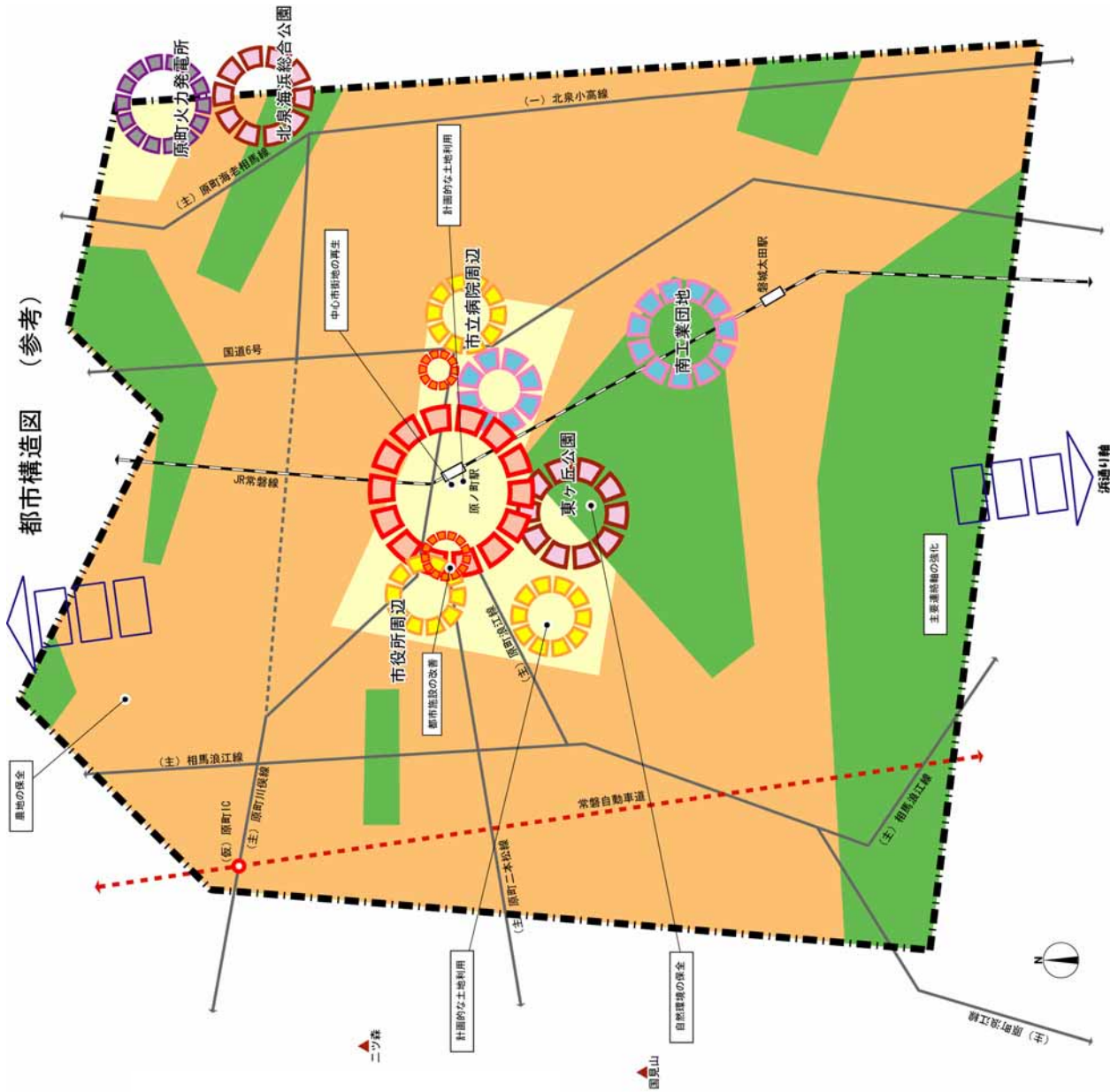
生活圏の中心拠点として、生活圏内外を連携する交通基盤やレクリエーションの拠点となる公園などの都市基盤整備を進めるとともに、中心市街地の活性化による商業環境の整備、高速交通体系を活かした産業拠点の再構成を図る。

また、中心拠点として周辺都市との連携強化を図り、相双地域の一体的な発展を目指す。

4) 保全すべき環境や風土の特性

本区域は、太平洋を望む海岸線と阿武隈高地に連なる丘陵地、高の倉ダムや横川ダムなどのダム湖、それらを結ぶ新田川などの河川など、多様な自然を含む地形から構成されている。また、これらは、渓谷などの親水空間など様々な環境・景観を形成している。

これらの自然資源は、市民及び生活圏住民のレクリエーションの場、安らぎの場、水源涵養など多様な機能を持っており、都市機能を支える空間として保全を図る。



3 区域区分決定の有無

1) 区域区分の有無とその理由

区域区分の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めない。

判断理由

本区域は、原町市の行政区域の大部分、特に海岸沿いの平野部はすべて都市計画区域に含まれており、市街地はその中心に位置している。周辺都市計画区域との間には農地や丘陵樹林地が広がっており、他都市から市街地が連担する可能性は低い。

人口は、平成12年に約4.9万人であり、平成7年をピークに人口減少傾向にあるが、世帯数は増加している。このため、用途地域外の一部においては都市的土地利用への転換が見られるものの、都市計画区域全体における傾向ではなく、用途地域編入や地区計画等の導入で対応が可能である。

今後の土地需要の見通しは、常磐自動車道及び同インターチェンジの整備が進められており、その完成により、インターチェンジ周辺における工業・流通機能を中心とする産業立地の可能性が高まると考えられる。これらに対しては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、居住基盤や産業基盤を計画的に整備し、開発圧力を適正に誘導していくものとしている。

山林・河川・海岸の自然環境、農業生産環境が存在するが、その山林、農地の多くは、地域森林計画対象民有林や農振農用地区域等の他法の土地利用規制が及んでいることから、都市計画上土地利用を制限する必要性は低いと判断される。

また、地域住民から区域区分を定めて欲しいという要望は現時点ではない。

以上の理由により、原町都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

4 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要用途の配置方針

商業・業務地（商業系）

JR 原ノ町駅前から市役所周辺に囲まれた地区及び旧浜街道である（都）上太田上北高平線沿道を古くからの中心的な商業地として位置づけ、中心都市としての拠点形成を推進する。

国道などの幹線道路沿いは、生活圏の中心拠点として沿道型商業地と業務施設の複合地区として位置づける。さらに、駅東地区の（都）東原渋佐線などの沿道地区については、中心市街地を補完する身近な商業地として位置づけ、中心市街地との共存を図る。

一方、一般国道 6 号と（都）東原渋佐線の交差点付近や市役所周辺地区は、公共施設が集積する業務地として位置づける。

工業・流通業務地（工業系）

既に工場の集積がある市街地南部の南工業団地は、工業生産基盤の整備と適正な工業施設の立地誘導を図るとともに、一般国道 6 号以東の（一）下渋佐南新田線沿道を中心とした工業系施設が集積した地区は、今後とも工業系土地利用の誘導を図る。本区域の北東部の沿岸地域については、電源拠点として位置づける。

青葉町地区の特徴的な風景を形成する巨大な煙突を中心とした工場地については、職住が近接した既存工業地として位置づける。

住宅地（住居系）

中心市街地を形成する JR 原ノ町駅西側地域は、商業地と一体となった賑わいのある住宅地として都市施設の整備を行う。また、北西部地区の計画的に整備された地域や南西部の地域は、良好な居住環境を備えた地区として維持を図っていく。特に、南西部地区は低中層住宅地として、地区の形成を図る。

駅東地区は工業系の土地利用と隣接した住宅地であり、都市基盤の整備など居住環境の改善に配慮した住宅地として位置づける。

2) 土地利用の方針

用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

駅東地区や駅南側の鉄道沿いの地区は、工場や商業などが複合する利便性の高い複合住宅地として位置づける。

駅西地区の中心商業地周辺については、住宅と商業の複合による賑わいを活かしたゾーンとするため、歴史的背景を考慮しながら必要に応じて、用途の転換について検討する。

良好な居住環境が残されている地区等においては、用途地域や地区計画制度等を活用し、地区特性に応じた土地利用の純化を推進する。

居住環境の改善又は維持に関する方針

商業環境と住居環境の調和を図る必要がある地区や、土地区画整理事業等が導入された地区などにおいては、地区計画などの導入を検討し、良好な居住環境の形成を確保する。特に、南西部の大木戸地区においては住宅開発が進んでおり、用途地域への編入も含め、地区計画などの検討により、一体的な居住環境の確保を図る。

居住水準の向上と居住環境の改善を図るため、安心して安全に暮らせる質の高い住宅の供給に努める。特に、民間による住宅開発を主体としながら、駅前を中心とした用途地域内への誘導を行い、良好な宅地供給に努める。

都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

都市内の緑地は都市に潤いを与え、豊かな生活を育む景観や環境を形成しており、観光・レクリエーションの拠点として整備・保全を図る。特に東ヶ丘公園については、市街地に近接した地域の広域的な公園として整備を図る。

また、道路緑化や河川の活用による緑のネットワークの形成を図る。

優良な農地との健全な調和に関する方針

優良な農地等は、生産性の高い農業経営を確立する上でその根幹をなすものであり、今後とも優良な農地として保全するものとする。市街地の周辺に位置する農地は、都市環境を形成する要素のひとつであり、山林や集落地と一体的な里山景観として位置づける。

なお、既存集落の維持にあたっては、優良な農地との調和を考慮した適切な土地利用を図る。

自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域は、太平洋を望む海岸線と阿武隈高地に連なる丘陵地、高の倉ダムや横川ダムなどのダム湖、それらを結ぶ新田川などの河川など、多様な自然を含む地形から構成されている。また、これらは、渓谷などの親水空間など様々な環境・景観を形成している。

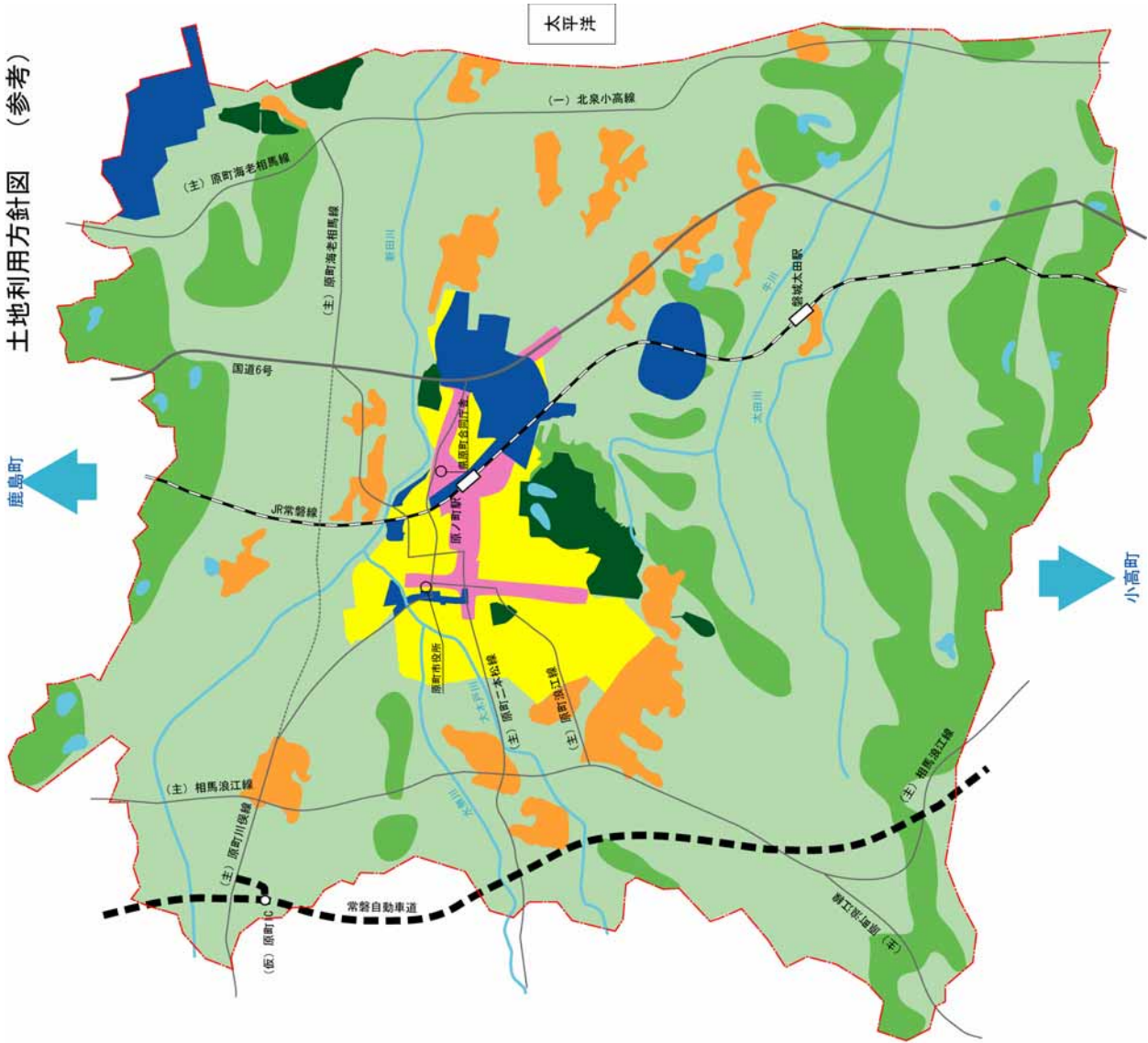
これらの自然資源は、市民及び生活圏住民のレクリエーションの場、安らぎの場、水源涵養など多様な機能を有しており、都市機能を支える空間として保全を図る。

計画的な土地利用の実現に関する方針

用途地域が定められていない区域は、主に良好な居住環境を維持・保全していく区域とする。

市街地外の既存集落地については、下水道や道路等の生活基盤の整備を進め、周辺の森林や農地と調和した居住環境を育成する。なお、優良な田園居住実現のために開発を行う場合には、農業環境との調和に配慮しつつ適切な土地利用を誘導する。

土地利用方針図 (参考)



ニツ森

阿武隈高地

阿武隈山



一凡 例一

- 都市計画区域
- 市町村界
- 県庁・合同庁舎・市役所・役場
- 自動車専用道路
- 自動車専用道路 (計画)
- 国道
- 国道 (計画)
- 主要地方道等
- 主要地方道等 (計画)
- 鉄道
- 河川
- 住居系市街地
- 商業系市街地
- 工業系市街地
- 集落
- 優良な農地
- その他自然
- 都市基幹公園
- 山 (主要なもの)

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

施設の整備にあたっては、誰もが暮らしやすいまちを目指して、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

1) 交通施設

基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域の道路網は、南北方向に一般国道 6 号、(主)相馬浪江線、(主)原町海老相馬線等、東西方向に(主)原町川俣線、(主)原町二本松線、(主)原町浪江線等が骨格的な道路網を構成している。

交通流動は、南北方向が中心となっているが、多くの交通量をさばく幹線道路が少ないため、一般国道 6 号や(主)原町川俣線の交通混雑が見られる。

また、市街地を形成する都市計画道路の整備が遅れており、特に市街地中心部を通過する道路や鉄道を横断する道路などが混雑し、市街地の良好な生活環境が阻害されている。

現在、常磐自動車道の整備が進められており、整備後は交通利便性が大きく高まることが期待される。

公共交通機関として、JR 常磐線が一般国道 6 号に平行して南北に縦貫し、中心市街地には JR 原ノ町駅、区域南部には JR 磐城太田駅が設置されているほか、JR 原ノ町駅を中心にバス交通網が形成されている。公共交通機関の利用者は近年減少傾向にあるが、住民に身近な交通機関であるなど役割は重要であり、適切な維持が求められる。高齢社会が進行する中で、今後公共交通の役割はますます重要となることから、鉄道やバス交通の機能の維持強化が課題である。

また、これら都市施設の整備にあたっては、高齢者をはじめ、すべての人が生活・活動しやすいユニバーサルデザインの導入による取り組みが求められる。

以上の状況を踏まえて、本区域における交通体系は、次のような基本方針に基づき、整備を図るものとする。

広域的な連携軸の強化

高速道路は、南北の骨格連携軸となる重要な路線であり、都市機能の充実のためにも常磐自動車道及び同インターチェンジの整備を促進する。また、一般国道 6 号の機能強化により、隣接する都市との連携の強化を図る。

また、高速道路と市街地、一般国道 6 号等を連絡する(主)原町川俣線等の機能強化を進め、広域交通の利便性の強化や、高速交通網の活用を推進する。

都市の軸の整備

市街地の骨格となる幹線道路、市街地と広域幹線などを結ぶ幹線道路の整備を進めるとともに、市街地における通過交通の抑制や歩道の確保などにより、安全で快適な道路整備を図る。

なお、市街地内の都市計画道路については引き続き着実な整備を進めるものとするが、当初決定より時間が経過している未着手都市計画道路もあり、現在の土地利用や交通需要に合わない路線が見られる。効率的で効果的な都市基盤の整備を行うため、都市計画道路網の見直しを行い、適正な交通網の配置を図る。

交通結節機能の強化

東京と仙台を結ぶ JR 常磐線を鉄道網として配置し、中心市街地に位置する JR 原ノ町駅を中心とした鉄道・バス等の公共交通機関と自家用車などとの適正な機関分担を促進する。特に、様々なニーズに合わせた利用しやすい交通体系を確立し、過度な自動車への依存の抑制、環境負荷の低減のため、駅と骨格となる幹線道路の連携を図るとともに、JR 原ノ町駅西口駅前広場整備により交通機能が連携した市街地を形成する。

人にやさしい環境づくり

都市施設整備事業の推進にあたっては、利用しやすい交通機関の確保に努め、拠点となる駅や病院などの公共施設を中心にユニバーサルデザインの導入や歩道の確保を積極的に進め、安全で人にやさしいまちづくりを推進する。

主要な施設の配置の方針

ア 道路

高規格幹線道路

東京と仙台を連絡し南北に縦断する常磐自動車道を高規格幹線道路として配置し、整備を促進する。

主要幹線道路

主要幹線道路は、南北方向に一般国道 6 号、(主)相馬浪江線、(主)原町海老相馬線、(一)北泉小高線を配置する。東西方向には市街地北部を横断し、高速道路のインターチェンジと一般国道 6 号をアクセスする路線である(都)下高平北長野線と(都)旭町信田沢線の一部((主)原町川俣線)を配置し、南北と東西の軸による格子状の主要幹線道路体系を確立する。

特に、都市・交流基盤を確立するため、整備が進められている高速道路のインターチェンジと市街地とのアクセス路線を主要幹線として配置し、高速道路の開通と合わせた整備を図る。

幹線道路

幹線道路は、主要幹線道路を補完して区域内の市街地を結ぶ幹線道路として、市街地中心部を南北方向に縦断する旧浜街道の(一)浪江鹿島線、鉄道部を横断し市街地を東西に連絡する(都)東原渋佐線及び(都)東原牛越線、JR原ノ町駅を起点に中心商業地を横断する(都)駅前押釜線、インターチェンジと市街地を直接連絡する(主)原町川俣線の一部を中心に、格子状の道路網を配置する。

特に、JR原ノ町駅南側の鉄道横断軸の確保を図りながら、中心市街地では交通処理機能だけでなく、歩行者空間の整備などの生活環境と調和した都市交通基盤の整備を図り、まちづくりと一体となった都市計画道路網の見直しを行う。

イ その他

相双地域生活圏の拠点都市として、JR原ノ町駅西口駅前における街路整備事業等と一体的に新たな駅前広場の整備を推進する。

主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な路線については、以下のとおりとする。

【道路】

市町村名	路線名	備考
原町市	(都)浪江原町線	常磐自動車道(自動車専用道路)
	(都)原町相馬線	常磐自動車道(自動車専用道路)
	(都)駅前北原線	(一)小浜字町線
	(都)環状1号線	
	(都)上太田上北高平線	(一)浪江鹿島線
	(都)駅前押釜線	JR原ノ町駅西口駅前広場 ((主)原町二本松線、(一)小浜字町線)

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない

2) 下水道及び河川

基本方針

ア 下水道の整備の方針

本区域の生活雑排水の処理は、公共下水道及び合併処理浄化槽によって行なわれている。下水道の整備は、市街地形成過程も踏まえて効率的な施設整備を図っていくものとし、生活雑排水による河川や海の水質の悪化を防止するため、公共下水道計画区域の整備を促進する。

イ 河川の整備の方針

河川については、洪水などの災害履歴等を考慮して、災害発生の危険性等を総合的に判断し、河川改修を進める。また河川整備にあたっては、住民が水辺に親しむことのできる環境づくりや自然生態系に配慮した環境づくりに努める。

主要な施設の配置方針

ア 下水道

公共下水道計画区域(1,088ha)の認可区域の整備を促進するとともに、市街地全域への下水道計画認可区域の拡大と事業の推進により、市街地を中心とした公共水域の水質維持及び改善を目指す。

イ 河川

本区域には、市街地に隣接する新田川や水無川等が流下している。これら河川については、河川改修計画に基づき、景観や親水性などの河川環境に配慮しながら、必要な治水施設の整備を行う。

主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

ア 下水道

種別		名称
流域下水道		
公共下水道	流域関連	
	単独	原町公共下水道

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない

6 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

1) 主要な市街地開発事業の決定方針

相双地域生活圏の中心拠点にふさわしい JR 原ノ町駅前地区の商業環境を形成するため、市街地開発事業等による地区の整備を図り、活気ある魅力的な商業地の形成を図る。特に、駅前北部土地区画整理事業の早期完成を図り、まちづくりを牽引する誘発剤として商業地の核を形成するとともに、駅通りを中心とした駅西地区における中心市街地の再生を図る。

2) 市街地整備の目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な地区については、以下のとおりとする。

市町村名	種別	地区名
原町市	土地区画整理事業	駅前北部土地区画整理事業

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない

7 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

1) 基本方針

自然環境の整備及び保全の必要性

本区域は、西側に阿武隈高地の斜面緑地、東側には太平洋が広がり、丘陵から海に向けて河川が流れ、その流域の農地によって自然的環境が構成されている。斜面の緑地は景観・環境面で貴重であるばかりか、崖崩れの防止等の防災面においても大きく寄与している。

市街地に隣接した東ヶ丘公園は、歴史的イベントである相馬野馬追の祭場として、観光レクリエーション拠点を形成している。

農地は、緑豊かな田園景観を形成している。河川や海浜は、憩いやレジャー機能を提供するとともに、潤いのある景観を提供している。

このように、本区域の自然環境は、住民などの多くの人々の生活面や精神面等において重要な役割を果たしており、今後ともこの良好な自然環境の保全を図る必要がある。

なお、必要に応じて建物等の高さ制限により、市街地から望む自然景観の維持、形成を図ることを基本とする。



東ヶ丘公園（原町市）

2) 主要な公園緑地の配置方針

環境保全系統の配置方針

本区域の樹林地や河川については、今後とも都市の自然環境の根幹をなす緑地として、保全していく。特に、区域西側に広がる緑地は、水源の涵養、斜面崩壊防止等の県土保全に寄与しており、今後とも自然環境を保全する地域とする。また、海岸部の海岸段丘及び防潮林の保全を図るとともに、新田川、大木戸川等の河川改修にあたっては、自然環境の保全・調和を図る。

レクリエーション系統の配置方針

レクリエーション系統の公園緑地の配置方針は、身近なレクリエーションに資する公園として住区基幹公園を位置づけ、誘致圏、都市防災機能及び生活環境保全機能等を考慮しながら配置する。なお、本区域の広域性、多極性及び地形上の特性などにより誘致圏等の整合がとれない地区については、都市基幹公園の整備に努めることにより、区域を越えた利用を図るものとする。

また都市基幹公園は、市街地南部の東ヶ丘公園を相双地域で唯一の広域公園として位置づけ、相馬野馬追に代表される歴史・文化の伝承と都市近郊に残された里山の自然を守る風土性豊かな公園として整備・充実を図る。一方、丘陵地に位置するダム湖周辺、沿岸部北部の北泉海浜総合公園、グリーンパークなどは、自然を活用したレクリエーション拠点として位置づけ、その整備と環境の保全を図る。

なお、新田川、水無川、桜づつみ散策路などの活用により、これらの水辺と緑の空間を有機的に結合した水と緑のネットワークの形成を図り、区域内だけではなく、他地域からのレクリエーション需要に対応する。

防災系統の配置方針

都市防災に対応する緑地については、救援・消防活動を支える地区レベルの防災拠点となる公園・広場を位置づけ、広域避難地や一時避難地として整備を推進する。また、崖崩れの危険性の高い箇所は、斜面周辺の緑地を保全するとともに、自然環境と調和する整備を推進し、崖崩れを未然に防止する。特に、東ヶ丘公園や原町運動公園を中心とした防災避難地の確保を図りながら、既存公園の防災機能向上を図る。

景観構成系統の配置方針

山並み景観の保全、海岸部の松などの植生の保全、農地の保全により、都市と自然が共存した自然景観を保全・育成する。

また、新田川、水無川、大木戸川等の河川の保全と沿岸の緑化等に取り組み、水辺景観の保全・形成を図る。加えて、中心市街地の軸を形成する（都）駅前押釜線や（都）上太田上北高平線をシンボルロードとして位置づけ、緑豊かな空間を配置し、都市の景観形成を進める。

3) 実現のための具体の都市計画制度方針

本区域における都市計画公園・緑地等の配置方針は、以下のとおりとする。

公園の種別	配置方針の概要
街区公園	住居系市街地において、街区に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。特に、土地区画整理事業や宅地開発に合わせて、配置する。
近隣公園	住居系市街地において、近隣に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。
地区公園	住居系市街地において、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的に利用出来るよう確保を図る。特に、緑の交流拠点となる公園を計画的に配置する。都市全体のレクリエーションゾーンとして北泉海浜総合公園を位置づけ、未整備区域の整備の促進を図る。
運動公園	都市住民全般の主として運動に利用できるように確保を図る。
特殊公園	墓地の持つ個人を葬り、故人をしのぶ場としての機能とともに、参拝と同時に散歩、休憩等の静的なレクリエーション利用に対応出来るように配置する。特に、良好な環境を備えた公園墓地の拡大整備を図る。
広域公園	主として市の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足出来るように確保を図る。特に、相馬野馬追の会場となる東ヶ丘公園を広域公園として位置づけ、観光やレクリエーションに資する公園として整備を図る。

4) 主要な公園緑地の確保目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

市町名	種別	名称
原町市	総合公園	北泉海浜総合公園（第二次整備事業）
	広域公園	東ヶ丘公園
	墓園	陣ヶ崎墓地（第二次整備事業）

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない